

# グループホームさばえ 運営規程

## (事業の目的)

第 1 条 社会医療法人寿人会が開設するグループホームさばえ（以下、事業所という。）が行う指定認知症対応型共同生活介護、及び、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業の適正な運営を確保するために、人員および管理運営に関する事項を定め、事業所の介護従業者（以下、従業者という。）が、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にある者に対し、適正なサービスと認知症へのケアを提供することを目的とする。

## (運営の方針)

第 2 条 事業所の従業者は、要介護者の認知症状態と身体状態をふまえ、共同生活住居における家庭的な環境にて、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話および機能訓練を行うことで、利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう支援する。

- 2 事業所の従業者は、要支援者の認知症状態と身体状態をふまえ、共同生活住居における家庭的な環境にて、その介護予防を目的とした、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話および機能訓練を行う。
- 3 事業の実施にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又は家族に対し、サービスの提供等について、理解しやすいように説明を行う。
- 4 事業の実施にあたっては、鯖江市の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- 5 事業所では、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じる。
- 6 事業者は、自らその提供する指定介護認知症対応型生活介護の事業及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図る。
- 7 前事項のほか、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」に定める内容を遵守し、事業を実施する。

## (事業所の名称および所在地)

第 3 条 事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称：グループホームさばえ
- (2) 所在地：福井県鯖江市旭町4丁目9番10号

## (従業者の職種、員数および職務内容)

第 4 条 事業所に勤務する従業者の職種、員数および職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 名

管理者は、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時且つ適切に把握しながら、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行うことである。また、管理者が兼務できる事業所の範囲について、その責務を果たせる場合には、同一敷地内における他の事業所、施設等でなくても差し支えない。

(2) 従業者 日勤：利用者3名に1名以上

夜勤：1名以上

従業者は利用者の心身の状態に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう適切な技術をもって介護を行わなければならない。また、従業者は利用者がそれぞれの役割を持って、家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮しなければならない。尚、医療・福祉関係の資格を有さないものについては、入職1年以内に認知症介護基礎研修の受講を義務付ける。

(3) 計画作成者（介護支援専門員） 1名以上

計画作成者の内1名は、介護支援専門員の資格を有するものでなければならない。グループホームに入居申し込み者の入居に関して、利用者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努め、利用者の自立支援と日常生活の充実に資するよう、認知症対応型共同生活介護計画（介護予防にあつては、介護予防認知症対応型共同生活介護計画）を作成し継続的に管理しなければならない。

(利用定員)

第5条 事業所の利用者は、9名とする。

(利用料、その他の費用)

第6条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める規準によるものとし、当該指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護が、法定代理受領サービスである場合は、その1割の額（介護保険法の定めによる保険給付が100分の90でない場合にはそれに応じた割合の額）とする。また、厚生労働大臣が定める規準は事業所の見やすいところに掲示もしくは、閲覧可能なファイルを備え置く。

2 前項のほか、次の費用を徴収する。

(1) 食費は利用した食事に対して、提供した回数に乗じた料金を徴収する。

①朝食 495円／（1食につき）

②昼食 495円／（1食につき）

③夕食 495円／（1食につき）

キャンセル料について

ご利用者様のご都合でサービスを中止する場合、前日17時までにご連絡を頂ければキャンセル料は発生しませんが、それ以外のキャンセルは下記のキャンセル料が掛かりますのでご了承ください。

（連絡先：グループホームさばえ TEL：0778-51-2755）

① ご利用日の前日17時までにご連絡を頂いた場合	無料
② 当日のキャンセル及びご連絡がなかった場合	495円/食

(2) おむつ代として実費を徴収する。

但し、ご利用者にてサービス提供に必要な数準備頂く場合は請求しない。

(3) レクリエーション参加代として実費を徴収する。

但し、費用の必要としない場合は請求しない。

(4) 理容美容代として実費を徴収する。

但し、ご利用者にて準備頂く場合は請求しない。

(5) 家賃として、1日につき1,571円を徴収する。

(6) 光熱水費として、1ヶ月（暦月）につき15,713円を徴収する。

但し、月途中の入退所時は、1日につき516円を徴収する。

(7) 前各号に掲げるもののほか、事業において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、利用者が負担することが適当と認められる費用につき、実費を徴収する。

但し、ご利用者にてサービス提供に必要な数準備頂く場合は請求しない。

- 3 前項の費用の支払いを受ける場合は、利用者またはその家族に事前に説明した上で支払いに同意する旨の署名（利用同意書）を受け取るものとする。また、費用内容を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に説明した上で、支払いに同意する旨の署名（利用同意書）を受け取ることとする。

#### （事業内容）

第 7 条 事業所の事業内容は、次のとおりとする。

- (1) 家庭的な環境の下で、入浴、排泄、食事等を行う。
- (2) 利用者に必要な機能訓練を行う。
- (3) その他、日常生活上の世話をを行う。
- (4) 安定的に自立した生活を営むことができるよう夜間の介護内容や介護体制を確保した夜間のケアを行う。

2. 事業の実施にあたっては、次の事項に留意する。

- (1) 利用者の認知症進行を緩和し安心して日常生活が送れるよう配慮する。
- (2) 利用者の趣味趣向に応じた活動の支援を行う。
- (3) 利用者の身体拘束は、原則として行わない。

※但し、利用者本人または他の利用者等の生命、若しくは身体保護を目的とした緊急時に限り、身体拘束を行い、且つ、実施に際しては、下記項目の確認を行う。

- ①利用者本人またはその家族の同意する旨の文書に署名を受ける。
- ②管理者を含め『身体拘束適正化検討委員会』を実施し、緊急やむを得ない場合（切迫性、非代替性、一時性）に該当するか否かの検討を十分に行う。
- ③身体拘束の内容、目的、理由、拘束時間、時間帯、期間等を、利用者本人またはその家族にできるだけ詳しい説明を行う。
- ④身体拘束の内容等を常に観察、再検討し、要件に該当しなくなった場合には直ちに解除を行う。
- ⑤身体拘束の状態、時間、利用者の心身状況、緊急やむを得なかった理由の記録を行う。

#### （入居にあたっての留意事項）

第 8 条 利用者はサービスの提供を受ける際に、次の事項について留意する。

- (1) 事業所の定めた生活日課、健康管理上の指示に従うこと。
- (2) 暴力、喧嘩、口論等他人に迷惑な行為および言動をしないこと。
- (3) 火災防止に努め、管理上支障のあるものを持ち込まないこと。
- (4) サービス内容について苦情、相談および意見がある時はいつでも申し出ること。
- (5) サービス内容について事実と相違することを故意に言いふらしてはならない。
- (6) その他、管理者が管理上支障があると認めた事項。

#### （協力病院）

第 9 条 利用者の病状の急変に備え、施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携のもとでより適切な対応を行う体制を確保する。

- 2 従業者は、入居中の利用者の病状に急変あるいは緊急事態が生じた時、速やかに主治医に報告し適切な処置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(衛生管理等に関する事項)

第10条 利用者の使用する施設、食器、その他設備または飲用に提供する水については、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講ずる。

- 2 事業所において、感染症が発生し、または蔓延しないように必要な措置を講ずるよう努める。

(調査への協力)

第11条 厚生労働大臣または都道府県知事及び関係市町村が、介護給付等に関して必要があると認めた場合は、事業内容（提供の記録、帳簿書類）を提示する。

(災害発生時の対策方法・業務継続計画の策定等)

第12条 事業所で火災および地震等の災害が発生した場合は、従業者は利用者の避難誘導を行い、さらに、火災の場合は従業者による初期消火に努める。

- 2 災害発生時は、社会医療法人寿人会の災害対策マニュアル、消防計画、およびその他災害マニュアル等にて対応する。

第13条 感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、必要な措置を講じる。

- (1) 業務継続計画を策定する。
- (2) 業務継続計画を周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- (3) 業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行う。
- (4) 関連する訓練実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(秘密の保持)

第14条 従業者は、事業に関し知り得た利用者、およびその家族等の秘密を保持しなければならない。

- 2 従業者が離職した後も同様とする。

第15条 事業所において、居宅介護支援事業者等に対し、利用者またはその家族の個人情報を提供する場合は、予め文章により利用者またはその家族の同意する旨の文書に署名を受けなければならない。

(虐待防止等に関する事項)

第16条 事業所の利用者の人権の擁護・虐待等の防止に関する事項は、別に定める社会医療法人寿人会の規程による。

- 2 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講ずる。
  - (1) 虐待等の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底する。また、指針の整備と担当者を設置を行う。
  - (2) 虐待等を防止するための従業者に対する研修を実施する。
- 3 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとする。

(身体の拘束等)

第17条 事業者は、当該利用者又は利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2 前項の規定による身体拘束等は、あらかじめ利用者の家族に説明を行い、同意を文書で得た場合のみ、その条件と期間内においてのみ行うことができる。

3 前各号の規定による身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

その他、運営に関する事項

(従業者の質の確保・勤務体制の確保)

第18条 従業者の質的向上を図るために行う従業者研修は、次のとおりとする。

(1) 採用時研修（社会医療法人寿人会新人研修） 採用後3ヶ月以内

(2) 継続者研修 年 2回

(3) 自らの課題解決のため上司とともに作成した研修計画に基づく研修

2 従業者は、自ら提供するサービスの質的向上に資するため、常に業務改善に努めるとともに自らの年間研修目標を立て自己研鑽し、チーム全体の質の向上を図るものとする。

第19条 事業所のハラスメントに関する事項は、別に定める社会医療法人寿人会ハラスメント防止規程による。

2 事業所は、適切な介護サービスの提供を確保する観点から、事業所において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

第20条 利用者に提供する食事は、委託会社に一部委託する。

(記録の保持)

第21条 利用者に対する事業の提供に関する諸記録を整備し、完結の日から5年間保存する。

(介護サービス事業者経営情報)

第22条 当事業所は1年に1度、介護サービス事業者経営情報を都道府県知事への提出を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第23条 運営規程の概要、事業所職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、個人情報保護法の順守並びに適正な取扱いについては、事業所内に掲示もしくは閲覧可能なファイルを備え付ける。また、重要事項等の情報をウェブサイトに掲載・公表を行う。

第24条 この規程に定めのない事項については、その都度、社会医療法人寿人会理事長と管理者が決定する。

(附 則)

この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成14年 4月 11日に一部改正する。

この規程は、平成15年 4月 1日に一部改正する。

この規程は、平成16年 5月 1日に一部改正する。

この規程は、平成17年 4月 1日に一部改正する。

この規程は、平成17年 6月 1日に一部改正する。

この規程は、平成18年 4月 1日に一部改正する。

この規程は、平成19年 4月 1日に一部改正する。

この規程は、平成20年 2月 1日に一部改正する。

この規程は、平成21年 4月 1日に一部改正する。

この規程は、平成22年 4月 1日に一部改正する。

この規程は、平成23年 4月 1日に一部改正する。

この規程は、平成23年12月11日に一部改正する。

この規程は、平成24年 4月 1日に一部改正する。

この規程は、平成25年 2月18日に一部改正する。

この規程は、平成26年 4月 1日に一部改正する。

この規程は、平成27年 4月 1日に一部改正する。

この規程は、平成29年 3月27日に一部改正する。

この規程は、令和 元年10月 1日に一部改正する。

この規程は、令和 2年 4月 1日に一部改正する。

(社会医療法人認定に伴い変更する。)

この規程は、令和 3年 4月 1日に一部改正する。

この規程は、令和 6年 2月 26日に一部改正する。

この規程は、令和 6年 4月 1日に一部改正する。

この規程は、令和 7年 4月 1日に一部改正する。